**都市計画法施行規則第６０条の規定による証明交付申請書類について**

20151021

１．申請書：正・副　各１部

・申請敷地は、土地登記簿謄本のとおり、小字、枝番まで記入してください。

・申請書中「□」の箇所は、該当するものに「レ」を記入してください。

・道路後退がある場合、敷地面積は道路後退後の面積を記入し、括弧内に道路後退前の面積を記入してください。

・増築の場合、建築面積及び延べ面積は敷地内の合計面積を記入し、括弧内に増築部の面積を記入してください。

・本証明書と農地転用許可(届出)及び建築確認は、同一の申請者となります。疑問等あるようでしたらご相談ください。

２．手数料：１，５００円　　窓口でお支払いください。

３．添付書類（この他にも別途資料の添付をお願いする場合があります。）

　　※各図面には設計者の記名及び押印をしてください。

・委任状：日付、都市計画法の手続きを委任する旨を記載

　　　　　委任者の住所・氏名記入、捺印

　　　　　受任者の住所・氏名・連絡先記入

・位置図：都市計画図（白図・1/2500）

長野市ホームページ行政地図情報からダウンロードしたもの

赤色で申請敷地形状を図示

・公図の写し：交付から３ヶ月以内、申請敷地に接する地番を全て網羅

方位、所在、転写日、転写者印がわかるもの

赤色で申請敷地形状を図示

・土地登記簿謄本（全部事項証明書）：交付から３ヶ月以内、正本は原本添付

・現況図：1/500以上（配置図との兼用も可）

・配置図：1/500以上

雨水処理、造成計画（必要に応じ断面図等）、水路幅員記入

道路種別(「建築基準法第42条第2項該当道路」等)・幅員・立会日記入

・敷地面積求積図

・建物各階平面図：1/200以上

・建物立面図：1/200以上、２面以上

・建物求積図

４．その他、申請内容によって必要な書類

①　農業用建築物及び農家住宅を建築する場合　（２９条１項２号）

※増改築の場合は耕作証明書・理由書・農地転用許可書の３点のみ必要

・耕作証明書：正本は原本添付

・理由書：日付、建築する理由、既存住宅の処分方法等を具体的に記載

　　　　　申請者の住所・氏名記入、捺印

・農地転用許可書（農業用建築物で敷地面積200㎡未満の場合は、農地転用届出受理証明書）

　・世帯全員の住民票の写し：交付から３ヶ月以内、正本は原本添付

　　農家住宅を新築する場合に添付

・耕作地、住宅の位置を記載した地図

　②　農業後継者の別棟住宅を建築する場合　（２９条１項２号）

・耕作証明書

・理由書　　　　　 上記①の添付書類と同様のもの

・農地転用許可書

　・後継者証明書

　・居住者が他に自己用住宅を所有していないことを証する書類（賃貸住宅契約書の写し等）

　・居住者と農業経営者の関係が確認できる書類、世帯構成が確認できる書類

（戸籍謄本、世帯全員の住民票の写し等）

　・既存住宅敷地が関係法令に適合している事が確認できる書類

　・申請敷地面積と農家住宅全体の敷地面積が確認できる求積図

（申請書の敷地面積欄に、建築確認申請面積の他に括弧書きで農家住宅全体面積を記入）

③　公益上必要な建築物を建築する場合　（２９条１項３号）

　・資格証明書等

・事業計画書

④　過去に開発許可等を受けた敷地での増改築

　・過去の開発許可通知書および検査済証の写し

・住民票の写し（世帯全員）: 交付から３ヶ月以内、正本は原本添付

分家住宅等で申請者が変わった場合に添付

・戸籍謄本: 交付から３ヶ月以内、正本は原本添付

分家住宅等で申請者が変わり住民票では繋がりが不明な場合に添付

　⑤既存宅地における増改築　（４３条１項）

　・昭和４６年１月２７日以前から宅地であることが確認できる書類（閉鎖登記簿等）

　・現況図及び既存建物求積図